

熊谷市農業委員会
第23回総会議事録

令和5年6月28日（水）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第23回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年6月28日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年6月28日(水)午後3時05分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	欠	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	欠	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	欠	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 令和5年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について

(2) 報 告

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（5） 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第23回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
議長	<p>(議長一任の声あり)</p> <p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、10番、夏目委員、11番、田中委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 令和5年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について</p> <p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p>

議長	<p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたしますが、議案番号3については、申請人が本市で初めて農地を取得されることから、代表の方に出席をお願いしていますので先に審議をいたします。議案番号3について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第1号、議案番号3について概要を説明する。】</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の議案番号3について御説明いたします。</p> <p>議案書の2頁、議案書資料の1頁、また、お手元の黄色の封筒に同封しております「営農計画書（両面刷り）」を御覧ください。</p> <p>譲受人の法人は熊谷市では新規参入の法人ですが、〇〇市に農地を所有しているほか、〇〇〇〇〇市でも農地を借り受けており、〇〇〇農業委員会及び、〇〇〇〇〇〇農業委員会に確認し問題ないことを確認しております。</p> <p>したがって、譲受人の経営するすべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たしております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、申請人の代表者にお出でいただいておりますので、議案番号3を先に審議いたします。</p> <p>申請人の入室を認めます。</p> <p>（ 申請人 〇〇〇〇〇氏 入室 ）</p> <p>本日はお忙しいところ御苦勞様です。</p> <p>本市において、新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いいたします。</p>
申請人	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と申します。宜しくお願いします。</p> <p>営農計画書に基づき御説明させていただきます。</p> <p>会社概要ですが、生産法人で、〇〇〇〇年〇月に設立しました。私は〇〇〇〇〇年から本格的に農業に参入しました。</p> <p>現在の会社の状況ですが、水耕栽培が中心で全体のほぼ100%近</p>

議長	<p>他に、質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようです。 本日は大変ご苦労様でした。 申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(申請人 ○○○○○○氏 退室)</p> <p>それでは、議案番号3について、質疑、意見等を求めます。なお、事前に聞き取りを行った大島農業委員、中川推進委員からは、特段の指摘事項はありませんでした。 質疑、意見等はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における議案番号3について、本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第1号における議案番号3以外の案件につきまして審議をいたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第1号、議案番号3以外について概要を説明する。】 議案書の1頁から4頁、議案書資料の1頁と2頁を御覧ください。 概要の説明に先立ちまして、1点、御報告がございます。議案書の議案番号9、同じく議案書資料の番号9については、申請の「取下願」が提出されましたので御報告いたします。 それでは概要の説明に移ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については先程、審議頂いた議案番号3、取り下げ願いが提出された議案番号9を除き、全8件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 議案番号7、8については、譲受人は農地を所有しておらず、新規就農者となりますが、取得予定の農地面積が1, 000㎡を下回るため、本総会への出席は求めませんでした。それぞれの譲受人は申請地</p>

	<p>の〇〇〇を所有しており、〇〇〇〇を営むため、本申請に至ったものです。申請地の状況は適正に管理されており、今後について効率的に利用されていくものと思われます。</p> <p>その他の案件につきましても、全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしています。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>令和5年4月より3条における下限面積が撤廃され、事務局説明のとおり、新規就農において1,000㎡未満の申請については、総会に出席を求めず審査を行いますので、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>また、事務局説明のとおり、議案番号9については取り下げ願いが提出されたことから、審議から除外いたします。</p> <p>それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号6については、譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるため、議事参与の制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わっていただき、先に審議をお願いいたします。</p> <p>(〇〇〇〇 退席)</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる)</p>
夏目会長職務代理	<p>議案番号6について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案番号6について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号6について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべき</p>

議長	<p>ものと決しました。 ○○○○は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わりま す。</p> <p>(○○○○ 入室)</p> <p>続きまして、議案第1号における議案番号3、6及び9以外の案件 につきまして、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における、議案番号3、6及び9以外の案件につきまし て、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべき ものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを 上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案説明に先立ちまして、議案番号2の合計筆数について「1筆」 の記載が漏れておりました。お手数ですが「1」の記入をお願いします。 す。</p> <p>それでは、説明に移ります。議案書の5頁、議案書資料の3頁を御 覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については全2 件、内訳は「農家住宅の敷地拡張」が2件です。</p> <p>農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、 御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出 されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませんか。</p>

	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の6頁から11頁、議案書資料の4頁と5頁を御覧ください。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全18件、内訳は「自己用住宅」14件、「建売住宅」1件、「駐車場・資材置場」3件です。</p> <p>農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の12頁と13頁、議案書資料の6頁から12頁を御覧ください。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）については、「営農型太陽光」の1件です。</p> <p>本件は事業者の変更に伴って令和〇年〇月〇日に営農型太陽光として農地法第5条の一時転用許可及び計画変更の許可を得ている案件です。前回の許可から短期間で同じ申請地での申請があった理由としましては、申請人が前回の許可で認められた一時転用期間は、あくまで前事業者が許可を得ていた期間、具体的には令和〇年〇月〇〇日までの一時転用期間であったため、その期間を新たに更新するため申請があったものです。</p> <p>その他、営農計画等については、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手 多数）</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>議案書15頁から28頁、議案書資料13頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は100件、184筆、239,011.00㎡です。内訳</p>

議長	<p>につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>まず、議事参与の制限に関する案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号337については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号337について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号における議案番号337について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については原案のとおり承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、議案番号391については、貸付人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号391について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第5号における議案番号391について、本案を承認するに賛成
の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべき
ものと決しました。

〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続きまして、議案番号412については、借受人が〇〇委員であり
ますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案番号412について、質疑、意見等を求めます。質
疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第5号における議案番号412について、本案を承認するに賛成
の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべき
ものと決しました。

〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案
件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございま
せんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第5号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を

	<p>承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、令和5年度熊谷市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第6号、令和5年度熊谷市農地パトロール実施要領（案）について御説明いたします。議案書の29頁から31頁までを御覧ください。</p> <p>実施要領第4条にありますように「農地パトロールの実施にあたっては、総会において趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する」と定められておりますので、この場で御説明させていただきます。</p> <p>実施要領（案）につきましては、今年度全国農業会議所が示した実施要領を参考に、作成いたしました。昨年度からの変更点としては、第5条になります。今年度からタブレットを利用した調査を行うこととなりますので、「調査に必要となる機器等については農業委員会事務局であらかじめ準備する」と変更いたしました。</p> <p>その他には、大きな変更はございません。</p> <p>続きまして、令和5年度熊谷市農地パトロール等のスケジュール（案）について御説明いたします。</p> <p>8月から9月中に、タブレットを利用の上、担当地区の確認を行っていただきます。確認が困難な場所等ございましたら、8月28日に開催されます総会までに、事務局へ報告をお願いいたします。</p> <p>現地確認の際に、タブレットに結果を入力することが事務局への報告になります。結果の入力については、地区代表協議会の皆様を中心となってタブレットに入力してください。以降は事務局で各種事務を行います。</p> <p>11月28日の総会にて調査結果を報告予定です。昨年度は利用意向調査を行いました。今年度は同時期に地域計画に係る意向調査を実施いたしますので、重複するため実施いたしません。</p> <p>以上でスケジュール案の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>

事務局次長	<p>補足説明をさせていただきます。議案書の31頁のスケジュール(案)ですが、当初はタブレットの貸与を7月に予定しておりました。その後、先にお渡しした方がよろしいのではとのことから、本日6月28日から貸与することに変更させていただきましたので、資料の訂正をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
森田委員	<p>入力した内容は、他の地区の方も見るができるのか。</p>
事務局	<p>各地区で入力した内容は、他の地区の方はすぐに見ることはできません。事務局から担当地区を指定して入力を依頼します。他の地区の方は、その内容を見ることはできません。</p>
森田委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>実施要領(案)第6条の(3)納税猶予適用農地は、委員では分からないので、該当地があれば事務局から情報を提供していただけるのか。</p>
事務局	<p>この要綱は全国農業会議が示した要綱を参考に作成しています。納税猶予については、農地パトロールの中で納税猶予の場所等の確認を皆さんへお願いすることはありません。</p>
石井推進委員	<p>私自身、携帯電話も所持しておらず、研修も2回しか受けていません。使いこなすことができない委員に対し、どのように対応していただけるのか。</p>
事務局	<p>本日総会前に、地区代表協議会の皆様と協議しました。今までも事務局へ報告をあげている方、各地区でまとめていただいた方がいらっしゃいました。その方に対し重点的に御説明させていただき、当日のパトロールに備えていただくことを考えています。皆様方全員が、完全にタブレット端末を使いこなす報告までお願いすることは考えていません。ただし、各地区の代表の方には、結果の報告をお願いします。皆様にはある程度、タブレットを使用して現地の確認ができるまでレベルまで何とか覚えていただければと考えています。</p>
関口委員	<p>提供されたマニュアルを熟読すれば、タブレットの操作方法が理解できるようになりますか。</p>
事務局	<p>できる限りわかりやすくマニュアルを作成したつもりです。丸が付</p>

<p>議長</p>	<p>いている部分はカットして1頁ずつ飛ばしていただき、読んでも理解できない場合は気兼ねなく事務局へご相談ください。</p> <p>他に質疑等はございませんか。8月から9月にかけてパトロールを行う予定です。わからないことがあれば事務局に尋ねてください。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、令和5年度熊谷市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>木部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【地域計画策定に向けて説明を行う(農業政策課)。続いて、石塚知巳氏より審査請求(3条不許可処分)が埼玉県に提出され、弁明書を作成し提出する件について報告、審議。決定された弁明の方針に従い、事務局にて弁明書(案)を作成し、7月11日開催の役付委員会にて決定後、提出をすることを承認。</p> <p>続いて、埼玉県知事選挙に係る選挙運動の禁止についてを説明。続いて、最適化活動の目標の設定等の活動強化月間その2「空き農業用施設等のリストづくり」についてを説明、依頼。続いて、農委だより第73号発行、緑の募金への寄付を報告。続いて、農業被害発生時の被害状況報告について依頼。その後、30分程度、タブレット研修を実施し、タブレットを貸与する。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>

	それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。
夏目会長職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主任	日下部慎二
主任	吉永 剛
主任	滝口 悠太

令和5年6月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 夏 目 亮 一 _____

署名委員 田 中 輝 久 _____